随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区　　分	内　　容　　等	備　　考
契 約 年 月 日	令和5年6月28日	
契 約 件 名	SuperKEKB　クライストロン電源制御盤用PLC　一式	
契 約 金 額	8,140,000円	
契 約 の 相 手 方	神奈川県川崎市幸区堀川町72－34 東芝エネルギーシステムズ株式会社	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第四係 ℡ 029－864－5168	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	本件はSuperKEKBクライストロン電源制御盤のPLCについて代替の機種への更新が円滑に行われるよう、事前の調査及び設計の検討、機種の選定を行い、該当のPLCの調達を行うものである。	
随意契約の理由	本件対象のクライストロン電源の設計資料及び試験データ等詳細な資料を有しているのは設計者である東芝エネルギーシステムズ株式会社のみである。つまり、本電源の構造、機能、特性等について細部に至るまで熟知し、本件を行うことができるに足る技術と設備及び信頼性を有する企業は、東芝エネルギーシステムズ株式会社をおいて他にない。 以上の理由により、本件は、東芝エネルギーシステムズ株式会社を契約相手として選定し、契約事務取り扱い規則第32条第1項第1号により随意契約とする。	